



職場のハラスメント

職場のハラスメントは働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。外国人にとっては言葉・宗教・文化・習慣等の違いがあるため、職場でのハラスメントを認識したり反応したりすることが難しいです。そのため、日本に住む外国人労働者が自分自身を守り、解決策を見つけるための有益な情報を得ることができるように、このトピックを取り上げることにしました。

Q1 | 職場での4つのハラスメントは何ですか？

A

職場におけるハラスメントとは

1. パワーハラスメント (パワハラ)
2. セクシュアルハラスメント (セクハラ)
3. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント (マタハラ)
4. レイシャルハラスメント (レイハラ)

1. パワーハラスメント (パワハラ) は

- ① 仕事をする上で、労働者が抵抗や拒絶ができない、しにくい関係性の中で行われる言動
 - ② 仕事を行う上で必要性がない、あるいはふさわしくないもの
 - ③ 労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の見過ごせない支障が生じるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。
- なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには当てはまりません。



2. セクシュアルハラスメント (セクハラ) とは

職場において行われる、労働者が望まない「性的な言動」に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されたりすることです。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を指します。

誰が行うか？：事業主、上司、同僚、取引先といった他の事業主やその労働者、顧客、患者やその家族、生徒等もなり得ます。男女ともに行為者にも被害者にもなりますし、同性に対するものも当てはまります。



3. 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント (マタハラ)

「職場」において行われる上司・同僚からの言動 (妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動) により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申請・取得した「男女労働者」の就業環境が害されることです。妊娠の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせとなる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当します。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。



4. レイシャルハラスメント (レイハラ)

現在、日本に多くの外国人が暮らすようになりレイハラが社会問題となっています。レイハラとは本人の人格や個性、能力とは関係なく、ただ人種や国籍で判断するハラスメントです。下記はレイハラの3つの定義です。

- ① 特定の人種や民族、国籍 (外国人やハーフ) を理由に、暴言や侮辱、嫌がらせを行うこと。
- ② 合理性なく日本人と外国人を分けて業務を進めたり、評価をしたりすること
- ③ レイハラはパワハラのように上司から部下と言った強い立場から起こるだけでなく、部下から上司、同僚同士など様々な関係性の中で起こる可能性があります



Q2 | ハラスメントにあったらどうする？

A

1. どんなことをされたのか記録する

ハラスメントと思われる行為をされた場合は、いつどこで誰が何を何のためにしたのかを記録しましょう。後々の事実確認などで有効なので、メモや録音など最適な方法で記録を残すことをお勧めします。

2. 周囲に相談する

ハラスメントは我慢していても解決しません。それどころかエスカレートする可能性があります。一人で悩まず、まず同僚や上司に相談しましょう。周りの協力を得ることで、ハラスメントを行う本人が自らの行為に気づく場合があります。

3. 会社の窓口や人事担当者に相談する

上司に相談できない場合は、人事部や社内相談窓口にご相談しましょう。会社等の組織は、相談者が不利益にならないよう、プライバシーの確保を配慮することを求められています。

4. 外部の相談窓口にご相談する

社内に相談窓口がない場合や、社内では解決できない場合は、外部の相談窓口にご相談しましょう。

Q3 | 外部の相談窓口を利用するにはどうしたら良いですか？

A

- 会社や労働組合にハラスメント関係の相談窓口がない。
- 相談したけれど取り合ってくれなかった。
- 会社に相談すると不利益がありそうでなかなか相談できない。

このような場合は、会社の外部の相談窓口を利用します。会社がある場所の労働局または労働基準監督署に総合労働相談コーナーがあります。電話でも相談ができます。総合労働相談コーナーでは相談員が対応してくれます。

この記事は、下記のホームページより引用して作成しました。

厚生労働省
あかるい職場応援団



さぬき市
人権啓発情報
第10号レイシャルハラスメント



外国人労働者が外国語で
相談できる窓口のサイト
(13言語)

